

# 地域包括支援センターは65歳からの相談窓口

地域包括支援センターでは、市民の皆さんの健康と安全・安心な生活を守るために、さまざまな相談事に対応しています。

自分や家族のことに限らず、友人や地域の人のことでも、気になることがあればご相談ください。

**問い合わせ** 地域福祉課（市庁舎3階、☎65・4113）



どのような対応をしてくれますか？



保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職がチームで対応します。電話のほか、自宅への訪問も可能です。

どこのセンターに相談したらよいですか？



相談窓口は市内に8カ所あり、お住まいの地域によって異なります。（下表）担当の地域包括支援センターがご不明な場合は、地域福祉課へ問い合わせください。

市ホームページID.1004996



お住まいの地域	地域包括支援センター	住所	電話
駅南・光南・明星・緑栄	帯広至心寮	西5南30	24・1150
東・柏・駅前（北）	帯広至心寮（東）	東13南6	66・4613
競馬場・緑ヶ丘・白樺・柏林台	帯広市社会福祉協議会	公園東町3	21・3292
北栄・啓北・栄	帯広市社会福祉協議会（北）	西14北1	66・4535
広陽・若葉	あいじえん愛仁園	西16南28	49・2338
西帯広・開西	愛仁園（西）	西24南1	61・1616
川西・大正	帯広けいせい苑	川西町西1	53・4771
南町・大空・豊成・稲田	帯広けいせい苑（南）	西5南37	67・8437

## こんな時にはご相談ください

- 健康や介護予防の知識を深めたい
- 家族で介護するのが大変
- 虐待を受けているかもしれない
- 詐欺の被害にあったかもしれない
- 財産の管理に自信がない
- 物忘れが多くなってきた
- 認知症の人や家族を支えたい
- ひとり暮らしを続けられるか不安
- 近所に相談する相手がいない
- 上記のチェックに当てはまる高齢の家族や知人がいる

など

要介護認定を受けていなくても相談できますか？



高齢者とその家族や友人など、どなたでも無料でご相談いただけます。

# 若者の契約トラブルに注意！

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴う、若者の契約に関するトラブルが増加しています。成年になると何が変わるのか、被害に遭わないよう、事前に確認しておきましょう。



**問い合わせ** 商業労働課（市庁舎7階、☎65・4132）

市ホームページID.1010875



消費者庁ホームページ「18歳から大人」▶



18歳になると契約について何が変わるの？



親の同意がなくても、自分の意思で契約することができます。未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、契約を取り消すことができますが、成年になると契約を取り消せないため、注意が必要です。



実際にどんなトラブルがあるの？



「エステなど的高額契約の勧誘」「スマホで簡単にできる副業を装ったもうけ話」など多種多様で、その手法・手口は日々巧妙化しています。そのため、「高額な契約は一人で結ばない」など、あらかじめ親子で話し合っておくことが大切です。



一人で契約する際に注意することは？



「必ずもうかる」「今契約すると半額になる」などのうまい話をうのみにせず、慎重に考えましょう。また、契約に自信がない場合はその場で契約せず、身内の人などに相談しましょう。社会経験に乏しい消費者を狙う悪質な業者もあり、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。



## 困ったときの相談窓口

「困ったな」「おかしいな」と思うことがあれば、すぐにご相談ください。契約に関する疑問などについても、受け付けています。

**帯広市消費生活アドバイスセンター「☎22・8393」（西4南13、とかちプラザ内）**

受付時間：年末年始を除く火曜日～土曜日、10時～17時  
（月曜日が祝日の時は翌火曜日が休み）

※受付時間外は、消費者ホットライン（☎188）へ。